

【文書名】

鑑識支援員活動に関する訓令

(平成 12 年香川県警察本部訓令第 27 号)

【概要】

警察署における問げきのない鑑識活動体制の充実強化を図るため、鑑識専務員に代わり実質的な鑑識専務員として活動する鑑識支援員に関し必要な事項を定めたものである。